

## 福井県丹南広域組合電子計算組織の管理運営に関する条例

平成 8年10月2日条例第1号

改正 平成17年10月1日条例第3号

### (目的)

第1条 この条例は、福井県丹南広域組合電子計算組織の管理運営及び電算共同処理を行うために必要な事項を定め、福井県丹南広域組合（以下「組合」という。）を組織する市町（以下「組織市町」という。）の一体的進展を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子計算組織 記録、判断、演算その他の事務の処理手順を定め、その手順に従い自動的に処理（以下「情報処理」という。）する電子機器等の要素及び当該機器の管理運営に係る人的要素の関係づけられた集合をいう。
- (2) 電算共同処理 組織市町が、当該市町の情報を組合の電子計算組織を用いて情報処理することをいう。
- (3) 個人情報 個人又は法人その他団体（以下「個人等」という。）に関する情報で、個人等を識別することのできるものをいう。

### (電算共同処理に係る責務)

第3条 管理者は、電算共同処理を行うにあたり、組織市町の長に対して、当該市町が保有する個人情報について、常に正確かつ適正な管理に努めさせなければならない。

- 2 管理者は、電子計算組織及び附属施設について、災害、盗難、破壊等を未然に防ぐよう努めるとともに、電子計算組織が絶えず正常に働くよう管理運営しなければならない。
- 3 管理者は、電算共同処理に係る情報の管理について、漏えい、改ざん、滅失、棄損その他の事故を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
- 4 電算共同処理に係る事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して電子計算組織により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

### (電算共同処理の事務の範囲)

第4条 電算共同処理を行う事務は、組織市町の機関が所掌する事務の範囲内とする。

### (個人情報の記録制限)

第5条 管理者は、次の各号に掲げる事項について、個人情報として電子計算組織に記録させてはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種及び不当な社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項

(3) 犯罪に関する事項

(4) 前各号に掲げるもののほか、住民の基本的な人権が侵害されるおそれがあると認められる事項

2 電子計算組織に記録する個人情報は、第4条に規定する事務を執行するために必要最小限のものでなければならない。

(情報の提供制限)

第6条 管理者は、電算共同処理に係る組織市町の情報について、当該情報を所管する組織市町の長が認めた場合を除き、当該市町以外に提供してはならない。

2 管理者は、前項の規定により個人情報を提供する場合は、当該個人情報の保護について、必要な措置を講じなければならない。

(事務の委託)

第7条 管理者は、電算共同処理に係る事務処理を他に委託する場合は、個人情報の保護について、必要な措置を講じなければならない。

(中期開発計画)

第8条 管理者は、電算共同処理に係る中期開発計画を策定し、電子計算組織の計画的な管理運営に努めなければならない。

(広域電算化推進委員会)

第9条 管理者は、電子計算組織の管理運営を適正に行うため、広域電算化推進委員会を設置する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第3号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。